

## ○大樹町スポーツ大会参加助成金交付要綱

平成18年3月28日教委訓令第1号

改正 平成22年10月25日教育委員会訓令第2号

### 大樹町スポーツ大会参加助成金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、町民がスポーツの北海道大会、全国大会又は国際大会に参加・出場するとき、その経費の一部を助成することにより、町民の健全なスポーツ活動の普及発展と明るく豊かな町民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「スポーツ」とは、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）に定めるものをいう。

(助成対象)

**第3条** 助成対象とする大会は、次の各号に掲げる競技団体の主催・共催・後援又はこれに準ずるスポーツ大会並びに国際大会とする。

- (1) 日本又は北海道体育協会
- (2) 全国又は北海道各競技団体
- (3) 都道府県又は都道府県教育委員会
- (4) 社会教育団体
- (5) 新聞社、テレビ局又はラジオ局等
- (6) その他教育委員会が特に認めた大会

(助成対象者)

**第4条** 助成の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、大樹町に住所を有する者であって次のいずれかに該当する者とする。ただし、中学校又は高等学校のクラブ活動等、学校教育活動に関するものについては対象としない。

- (1) 地区予選等において入賞し、全道大会以上の大会の出場権を獲得した者
- (2) 全道大会以上に参加するために組織されたチームに選抜された者
- (3) その他教育委員会が特に認めた者

2 助成対象人員は、各種競技大会にあつては、登録者を限度とし、現に参加する人員とする。ただし、小中学生の参加については、必要最小限の引率指導者を加える。

3 当該年度内における同一者への助成は、北海道大会及び全国大会、国際大会それぞれ一回とする。

(助成対象経費)

**第5条** 助成対象経費は、交通費、宿泊料及び日当で助成額は次に定める基準のとおりとする。

- (1) 交通費は、開催地間往復の汽車賃、特急料金、急行料金、船賃、航空料金及び車賃とし、大樹町職員の旅費に関する条例に基づき計算する。ただし、学生割引若しくはスカイメイト又は団体割引の適用を受けるものは、その運賃による。
- (2) 宿泊料及び日当は、大樹町職員の旅費に関する条例による正当料金の5割を支給する。ただし、幹旋などにより宿泊料が5割を下回る場合はその実費額とする。
- (3) 宿泊日数の認定は、開催地が北海道の場合は、原則として開催日の前日から終了の日までとする。ただし、大会終了後ただちに帰町出来ない場合は、後泊を認める。道外又は国外の場合は、大会の規模や日程等を審査して教育委員会が決定する。

2 前項各号のうち、主催者又は協賛団体等から経費の助成がある場合は、助成対象経費からその額を差し引いた額を助成金とするものとする。

(助成の取消し、返還)

**第6条** 教育委員会は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を取消し、又は助成金の一部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請内容に虚偽の内容があったとき。
- (2) この要綱の条件に違反したとき。
- (3) 助成金を目的以外に使用したとき。
- (4) その他スポーツ競技者としてふさわしくない行為のあったとき。

(結果の報告)

**第7条** 助成金の交付を受けた者は、大会終了後、関係プログラムに成績等を添付の上、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。  
(大樹町社会教育活動における全道・全国大会出場に係る町費助成基準の廃止)
- 2 大樹町社会教育活動における全道・全国大会出場に係る町費助成基準は、廃止する。

附 則 (平成22年10月25日教委訓令第2号)

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。